

西原町人材育成会児童生徒の県外派遣に関する補助金交付規程

(平成 30 年 3 月 30 日 会長決裁)

(一部改正 平成 30 年 10 月 18 日 会長決裁)

(一部改正 令和 2 年 5 月 22 日 総会承認)

(一部改正 令和 6 年 5 月 28 日 総会承認)

(趣旨)

第 1 条 この規程は、西原町の児童生徒が沖縄県を代表して、体育的行事及び文化的活動に参加するため県外に派遣される場合に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するため必要な事項を定めるものとする。

(補助金の対象)

第 2 条 会長は、次の各号のいずれかに該当する者が大会等に派遣される場合に、補助金を交付する。ただし、他の地方公共団体から補助金と同様の補助がある場合は、補助金を交付しないものとする。

- (1) 西原町内に住所を有する小学生及び中学生
- (2) 保護者とともに西原町内に住所を有する高校生

(補助金交付の対象となる事業)

第 3 条 会長は、前条に規定する対象者が次の各号のいずれかに該当し、大会等に派遣される場合に、補助金を交付する。

- (1) 公益財団法人沖縄県スポーツ協会若しくはその加盟団体又は、これらに準ずる公益的団体(社会体育関係団体に限る。)が主催する県大会において優勝、準優勝の成績を収め、主催団体から出場権を得て県外大会に出場する場合。
- (23) 公益財団法人沖縄県スポーツ協会又はその加盟団体から、競技力の水準の高い者として沖縄県代表に選抜された場合
- (32) 前各号に該当し派遣された大会において優秀な成績を収め、主催団体から出場権を得て上位大会に出場する場合
- (4) 文化的活動については、前各号の規定に準拠して審査し、かつ、会長が適当であると認めた場合。
- (5) その他会長が特に必要と認めた場合

(補助金の基準)

第 4 条 補助金の交付は、大会が開催された年度につき 1 人 1 回を限度とする。ただし、前条第 3 号に該当する場合は、この限りでない。

(補助金の交付額)

第 5 条 補助金の額は、別表に基づき算出した額とする。ただし、主催団体等から派遣費の補助等がある場合は、基準額からその額を控除した額とする。

(補助金の交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、西原町人材育成会県外派遣費補助金交付申請書兼請求書(様式第 1 号)に次の書類を添えて大会終了後、原則 1 か月以内に提出するものとする。

- (1) 県内及び県外大会開催要項等
- (2) 県外大会参加申込書の写し
- (3) 県内及び県外大会の成績を証するもの

- (4) 搭乗を証するもの
- (5) その他会長が必要とする書類
(補助金交付の決定)

第7条 会長は、前条の申請に基づき補助金交付の可否を決定し、補助金の交付を決定したときは、申請の際に指定された口座へ振り込むものとし、補助金を交付しないと決定したときは、西原町人材育成会県外派遣費補助金不交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

別表（第5条関係）

県外派遣費補助金基準額

区 分		積算基準	
派遣人員		大会要項により登録された児童生徒 (選手及びマネージャー)	
地区別基準額 (一人当たり)	1ブロック	北海道	45,000 円
	2ブロック	青森 秋田 山形 岩手 宮城 新潟 福島	40,000 円
	3ブロック	東京 神奈川 埼玉 千葉 栃木 茨城 群馬 山梨 長野 静岡 富山 福井 石川 愛知 岐阜 三重	35,000 円
	4ブロック	大阪 兵庫 京都 奈良 滋賀 和歌山 岡山 広島 山口 鳥取 島根 愛媛 香川 徳島 高知	30,000 円
	5ブロック	福岡 佐賀 長崎 熊本 大分 宮崎 鹿児島	25,000 円
	6ブロック	国外	80,000 円